

広島県労働委員会告示第二号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十七年四月十日次のとおり認定した。

平成二十七年四月二十日

広島県労働委員会会長 河 野 隆

福山市民病院の職員が結成し、又は加入する労働組合については、福山市民病院の職員のうち、次の表に掲げる者

福山市民病院

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
福山市民病院	院長 副院長 病院局長 参事 部長 センター長 部次長 参与 所長 科長 副看護部長 課長 室長 次長（病院総務課庶務担当及び職員担当 並びに経営企画課企画担当及び経理担当に限る。）